

## 平成 29 年度遊漁船業者等安全講習会が開催されました

平成 30 年 2 月 13 日（火）、下関市西部公民館において、遊漁船業者等安全講習会が開催されました。

当講習会は（一社）全日本釣り団体協議会（以下、全釣協）と山口県の共催で、遊漁船業者の安全意識の向上と事故防止を目的に毎年 1 回開催しているものです。講習会には下関市、山陽小野田市内の遊漁船業関係者 24 名が参加しました。

以下、講習の内容を簡単にご紹介します。



まず、全釣協の團野様より、「遊漁船業者の安全のために」というテーマで講演をしていただきました。

小型船舶の事故の大きな原因は「見張り不十分」による、「衝突」が一番多いとのことで、そのためにも、以下の事を実践するよう、お話がありました。

- ①レーダー等だけに頼った航行は避け、目視での確認を十分に行うこと。
- ②大型船は視野が狭く、小型船舶の存在に気付かずに衝突する事故も多いので、大型船には近づかないこと。
- ③気象の突然の変化は海難事故に繋がることが多いので、発航前や営業中でも適宜情報収集をすること。



次に、門司海上保安部航行安全課海務係 橋本係長様、村上様より「救命胴衣の着用義務化」について講演をしていただきました。

平成 30 年 2 月 1 日から、小型船舶に乗船する全ての方に救命胴衣の着用が義務化され、平成 34 年 2 月 1 日からは乗船者に救命胴衣を着用させなかった船長（小型船舶操縦者）に違反点数が付与されることや、救命胴衣を着用していた場合は、不着用時のときに比べて生存率が約 2 倍も高くなるなどのお話があり、自身や家族のためにも必ず着用するようにとの御指導をいただきました。

講演の中で、ベルト式とチョッキ式の膨張式救命胴衣の膨らみ方、扱い方の比較のために、救命胴衣を実際に膨らませる実技演習もありました。





国の安全基準に適合した証である  
「桜マーク」

この桜マークのない救命胴衣は違反となるため、今一度ご自分の救命胴衣に桜マークがあるかを確認し、新しくご購入される際に十分注意するようお話がありました。

最後になりますが、今回の主な安全講習の内容をまとめました。

- 海難事故防止のため、見張り等の安全確認を十分に行ってください。
- 平成30年2月1日から小型船舶に乗船する全ての方へ救命胴衣の着用義務化が始まりました。
- 救命胴衣は必ず「桜マーク」の付いたものを着用してください。



山口県ではマリンレジャーをより楽しんでいただくために「遊漁のしおり」を作成しております。遊漁船業やマリンレジャーをされるにあたっての必要事項等が記載されていますので、関心のある方は下記までご連絡下さい。

- ・山口県農林水産部水産振興課・漁業調整取締班

[TEL:083-933-3530](tel:083-933-3530)

- ・山口県下関水産振興局

[TEL:0832-66-2141](tel:0832-66-2141)

- ・山口県萩水産事務所

[TEL:0838-25-3377](tel:0838-25-3377)

- ・山口県防府水産事務所

[TEL:0835-22-1506](tel:0835-22-1506)

- ・山口県柳井水産事務所

[TEL:0820-22-0740](tel:0820-22-0740)